

住民税にかかる 税制改正



平成20年度実施の税制改正に伴い、住民税（町民税・県民税）を計算する際の控除額などに変更が生じる場合があります。今回は、住民税における平成20年度からの主な変更点について、お知らせします。

1 地震保険料控除が創設されました。 （損害保険料控除は廃止） 《平成20年度以降の住民税、平成19年分以降の所得税について適用》

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され地震保険料控除が創設されました。

●損害保険料控除（平成19年度課税分まで）

控除内容	控除限度額	
	所得税	住民税
長期損害保険（保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金がある契約のもの）	15,000円	10,000円
短期損害保険（長期損害保険契約に該当する契約以外のもの）	3,000円	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	15,000円	10,000円

改正

●地震保険料控除（平成20年度課税分から）

控除内容	控除限度額	
	所得税	住民税
地震保険料契約に関する保険料の1/2 【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます	50,000円 [長期損害保険料分 15,000円]	25,000円 [長期損害保険料分 10,000円]
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	50,000円	25,000円

2 65歳以上の方の非課税措置廃止に伴う経過措置が廃止されます。 《平成20年度以降の住民税についてのみ適用》

平成17年1月1日時点において、65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれの方）で前年の合計所得が125万円以下の方については、平成19年度は年税額の3分の1が減額されていましたが、平成20年度からは全額課税となります。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
均等割	1,300円	2,600円	4,000円
所得割	3分の1を課税	3分の2を課税	全額課税

※平成18年度から均等割に県民緑税800円が加算されています。（県民緑税は減額の対象にはなっていません）

3 住宅借入金等特別控除の減少額相当分が住民税から控除されます。 《平成20年度から平成28年度の住民税について適用》

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

▶対象者 平成11年から平成18年末までに入居した方で、次の(ア)または(イ)のどちらかにあてはまる方。
(ア)税源移譲により所得税額控除が減少することにより、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
(イ)住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年3月15日までに町への申告が必要となります。

年末調整によって所得税における住宅借入金等特別控除の適用を受けた方についても、市町村に申告書を提出する必要があります。なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通して住民税用の申告書を提出することになります。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
①年末調整済の給与収入のみを有しており確定申告をされない方	⇒ 源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
②所得税の確定申告をされる方	⇒ 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

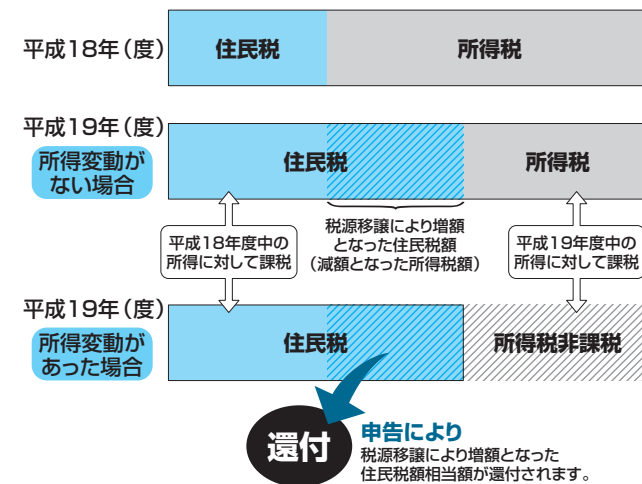
※上記の申告書は税務グループ窓口・税務署にあります。

4 所得変動があった方について経過措置が適用されます。 《平成20年度の住民税についてのみ適用》

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

この経過措置は、平成20年7月1日から同月31日の間に、平成19年1月1日時点の住所地の市町に申告することで適用されます。

- ▶対象者 次の(ア)(イ)の両方にあてはまる方
(ア)平成19年度の住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）が、住民税と所得税との人的控除額の差の合計額より大きい方
(イ)平成20年度の住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が、住民税と所得税との人的控除額の差の合計額以下の方
- ▶計算方法 平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を、差し引いた額を減額します。（既に納付済みの場合は、還付します）



所得変動のモデルケース 夫婦（給与収入500万円）の場合

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	
住民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	還付されます!!

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。（単位:円）

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。
※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額）以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

▶問い合わせ 税務グループ ☎079(435)0358